

参 考 資 料

平成 29 年 6 月

市 議 会 定 例 会

目 次

	内 容	頁
議案第 36 号関係	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	1
議案第 37 号関係	寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部改正	3
議案第 38 号関係	寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正	5
議案第 39 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画対馬江大利線沿道地区地区計画の区域内における建築物に関する条例の制定	12
議案第 40 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の制定	16
議案第 41 号関係	寝屋川市における東部大阪都市計画幸町東地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の制定	20
議案第 43 号関係	工事請負契約の締結	24
議案第 44 号関係	財産の取得（2トン回転ダンプ式塵芥収集車）	29

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正

1 改正理由

市長の附属機関として、寝屋川市緑の基本計画審議会を設置するため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 附属機関の設置（別表関係）

市長の附属機関として、次の委員会を設置する。

附属機関	担当事務
寝屋川市緑の基本計画審議会	寝屋川市緑の基本計画の変更についての調査審議に関する事務

(2) 附則

施行期日 公布の日

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例

No.1

改 正 案		現 行 行	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
附属機関の属する 執行機関	附属機関	附属機関	担任事務
市長	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 健康増進計画推進 委員会 寝屋川市緑の基本 計画審議会	寝屋川市総合計画 審議会～寝屋川市 健康増進計画推進 委員会	(略)
教育委員会	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 いじめ問題対策委 員会	寝屋川市校区問題 審議会～寝屋川市 いじめ問題対策委 員会	(略)
附 則			
この条例は、公布の日から施行する。			

寝屋川市職員の定年等に関する条例の一部改正

1 改正理由

保健所において医療業務に従事する医師の定年を定めるため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 定年（第3条関係）

保健所において医療業務に従事する医師の定年は、年齢 65 年とする。

(2) 附則

施行期日 平成 30 年 4 月 1 日

寝屋川市職員の定年等に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、保健所において医療業務に従事する医師の定年は、<u>年齢65年とする。</u> 附則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(定年) 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。</p>

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の 一部改正

1 改正理由

雇用保険法の改正により、失業等給付の給付内容等が変更されたことに伴い、規定の整備を行うため、本条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 失業者の退職手当（第 10 条、附則第 17 項関係）

雇用保険法の改正〔個別延長給付の創設（倒産・解雇等により離職した者等のうち一定の要件に該当する者について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができることとされたこと等）及び移転費の改正（一定の職業紹介事業者等の紹介した職業に就く者を移転費の支給対象者に加えることとされたこと）〕に伴う規定の整備を行う。

(2) 附則

ア 施行期日 公布の日。ただし、移転費の改正に係る事項は平成 30 年 1 月 1 日

イ 経過措置

失業者の退職手当に関する改正後の規定の適用について必要な経過措置を定める。

寝屋川市職員の退職手当に関する条例

No.1

改正案	現行
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 勤続期間6月以上で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当するものを除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が定める者(以下この条において「特定退職者」という。)を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市長が定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 勤続期間6月以上で退職した職員(第5項又は第7項の規定に該当するものを除く。)であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法(昭和49年法律第116号)第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして市長が定める者</p> <p>を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間(当該期間内に妊娠、出産、育児その他市長が定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、市長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を</p>

改正案	現行
<p>超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合はほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者が次のいずれかに該当する場合</p> <p>ア <u>特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</u></p> <p>イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で</u></p>	<p>超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数を超えては支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合はほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) (略)</p>

改正案	現行
<p>定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>(3) (略) (4) (略)</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるものほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額</p>	<p>(2) (略) (3) (略)</p> <p>11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるものほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所の <u>紹介した職業に就くため又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p>

改正案	現行
<p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>16 (略)</p> <p>17 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2</p>	<p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>16 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第17項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した寝屋川市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて、寝屋川市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例</p>	

改 正 案	現 行
<p>の施行の日以後であるものについて適用する。</p> <p>3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）第 4 条の規定による改正後の職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 10 条第 11 項（第 5 号に係る部分に限り、寝屋川市職員の退職手当に関する条例第 10 条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。</p>	

寝屋川市における東部大阪都市計画対馬 江大利線沿道地区地区計画の区域内にお ける建築物に関する条例の制定

1 制定理由

対馬江大利線沿道地区において、防災、安全等に関する機能の確保と合理的な土地利用等を図ることを目的とした地区計画を定めたところ、当該地区計画で定めた一定の事項について、建築基準法の規定に基づき、条例上の制限として定めるため、本条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 適用区域（第3条関係）

本条例の適用を受ける区域は、東部大阪都市計画対馬江大利線沿道地区地区計画の区域とする。

(2) 建築物の用途に関する制限（第4条、別表関係）

次に掲げる計画地区内においては、それぞれ次に掲げる建築物を建築してはならない。

ア 「地区計画の決定」の告示の告示計画図に記載のAゾーン及びBゾーン
ぱちんこ屋、住居の環境を害するおそれがある工場 など

イ 「地区計画の決定」の告示の告示計画図に記載のCゾーン
ぱちんこ屋、住居の環境を害するおそれがある工場、個室付浴場業に係る公衆浴場 など

(3) 建築物の各部分の高さの最高限度（第5条関係）

Aゾーン内における建築物の各部分の高さは、21メートルを超えてはならない。

(4) 既存の建築物に対する制限の緩和（第6条関係）

既存の建築物に関し、増築若しくは改築をする場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合における、(2)の「建築物の用途に関する制限」

及び(3)の「建築物の各部分の高さの最高限度」の一定の緩和について定めることとする。

(5) 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置（第7条関係）

ア 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について(2)及び(3)を適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について(2)及び(3)を適用しない。

イ 建築物の敷地がAゾーン、Bゾーン又はCゾーンの二の計画区域にわたる場合は、その建築物又はその敷地の全部についてその敷地の過半の属する計画地区内の建築物に関する(2)及び(3)を適用する。

(6) 公益上必要な建築物の特例（第8条関係）

ア 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの等については、(2)及び(3)は適用しない。

イ 市長は、アの許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問しその意見を聴くとともに、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

(7) 罰則（第9条関係）

(2)及び(3)に違反した場合における当該建築物の建築主等は、20万円以下の罰金に処する。

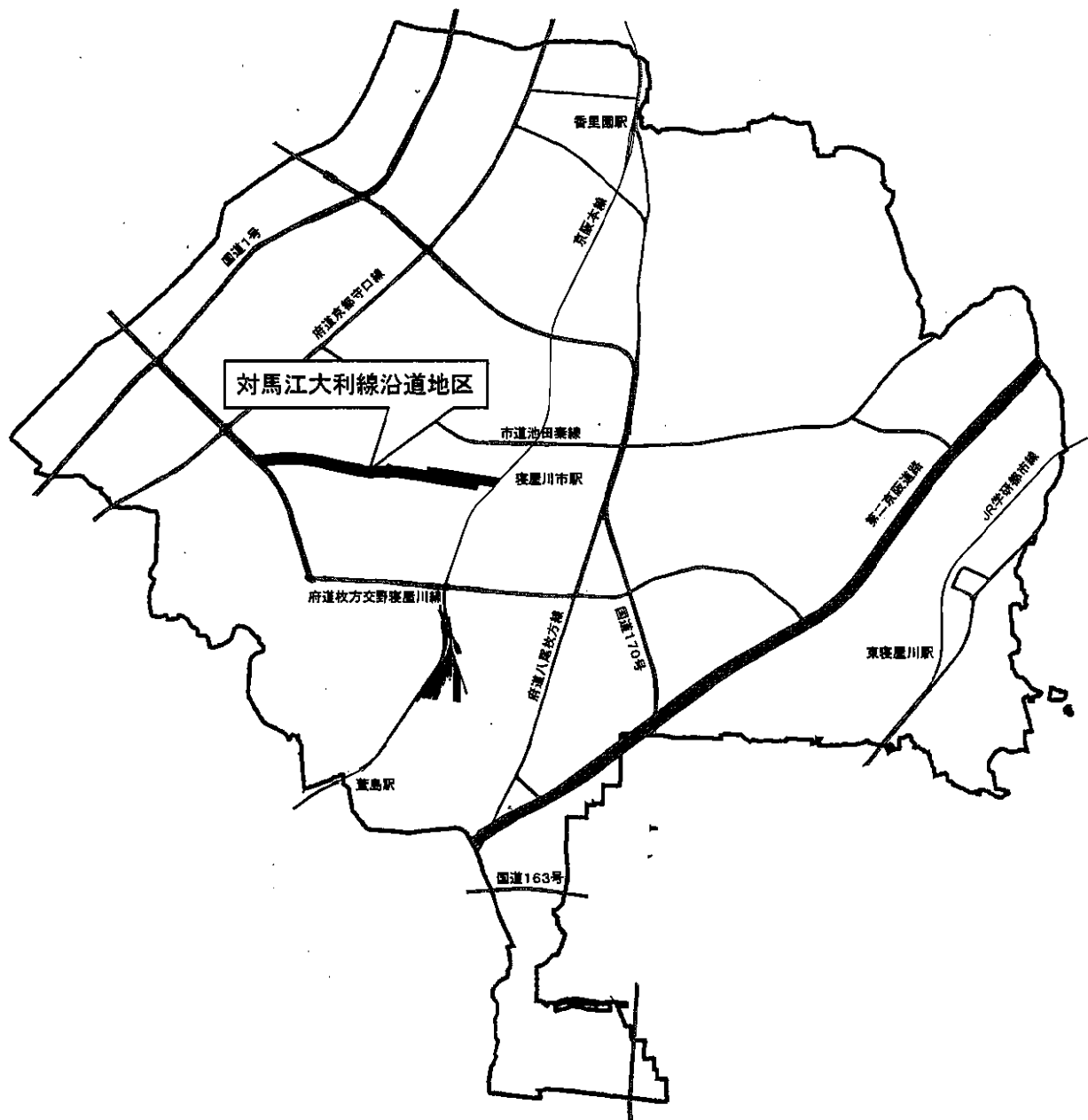
(8) 委任（第10条関係）

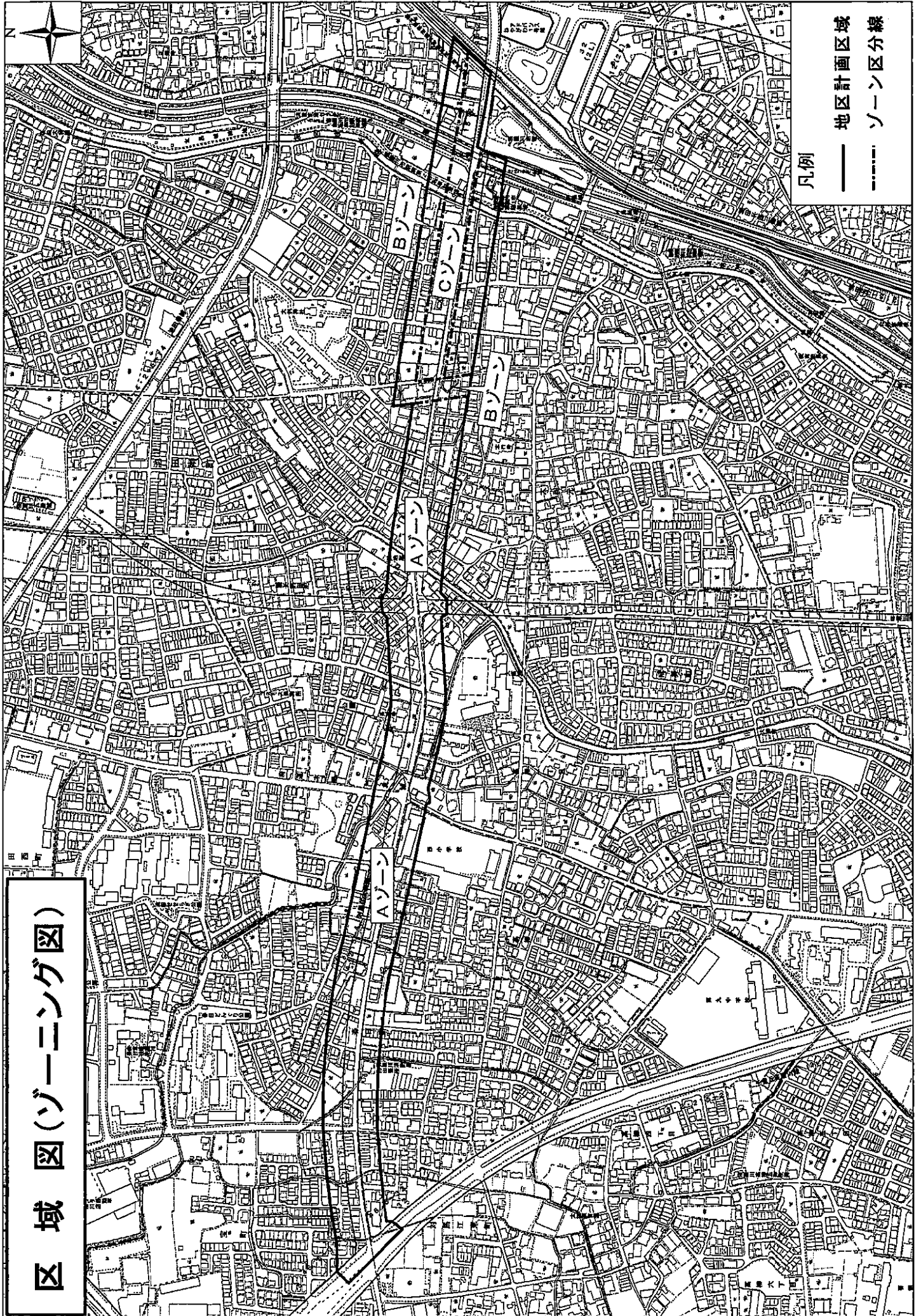
本条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(9) 附則

施行期日 平成29年8月1日

位置図





凡例

—— 地区計画区域
 - - - - - ゾーン区分線

区域図(ゾーニング図)

寝屋川市における東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の制定

1 制定理由

東寝屋川駅前線沿道地区において、防災、安全等に関する機能の確保と合理的な土地利用等を図ることを目的とした地区計画を定めたところ、当該地区計画で定めた一定の事項について、建築基準法の規定に基づき、条例上の制限として定めるため、本条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 適用区域（第3条関係）

本条例の適用を受ける区域は、東部大阪都市計画東寝屋川駅前線沿道地区地区計画の区域とする。

(2) 建築物の用途に関する制限（第4条関係）

地区計画の区域内においては、ぱちんこ屋、住居の環境を害するおそれがある工場などを建築してはならない。

(3) 建築物の敷地面積に関する制限（第5条関係）

建築物の敷地面積は、原則として70平方メートル以上でなければならない。

(4) 既存の建築物に対する制限の緩和（第6条関係）

既存の建築物に関し、増築若しくは改築をする場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合における、(2)の「建築物の用途に関する制限」の一定の緩和について定めることとする。

(5) 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置（第7条関係）

建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷

地の全部について(2)及び(3)を適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について(2)及び(3)を適用しない。

(6) 公益上必要な建築物等の特例（第8条関係）

ア 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの等については、(2)及び(3)は適用しない。

イ 市長は、アの許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問しその意見を聴くとともに、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

(7) 罰則（第9条関係）

(2)及び(3)に違反した場合における当該建築物の建築主等は、20万円以下の罰金に処する。

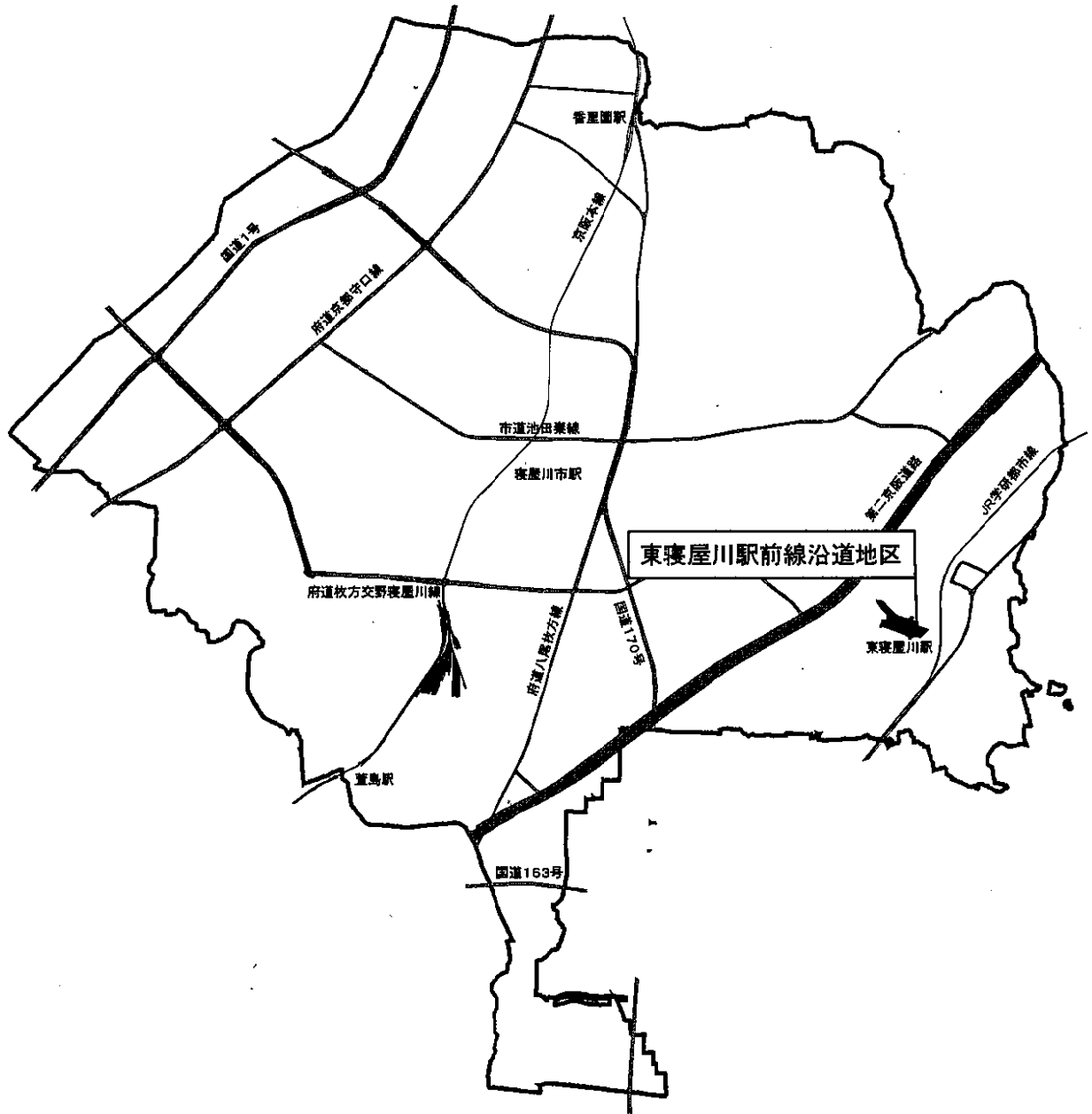
(8) 委任（第10条関係）

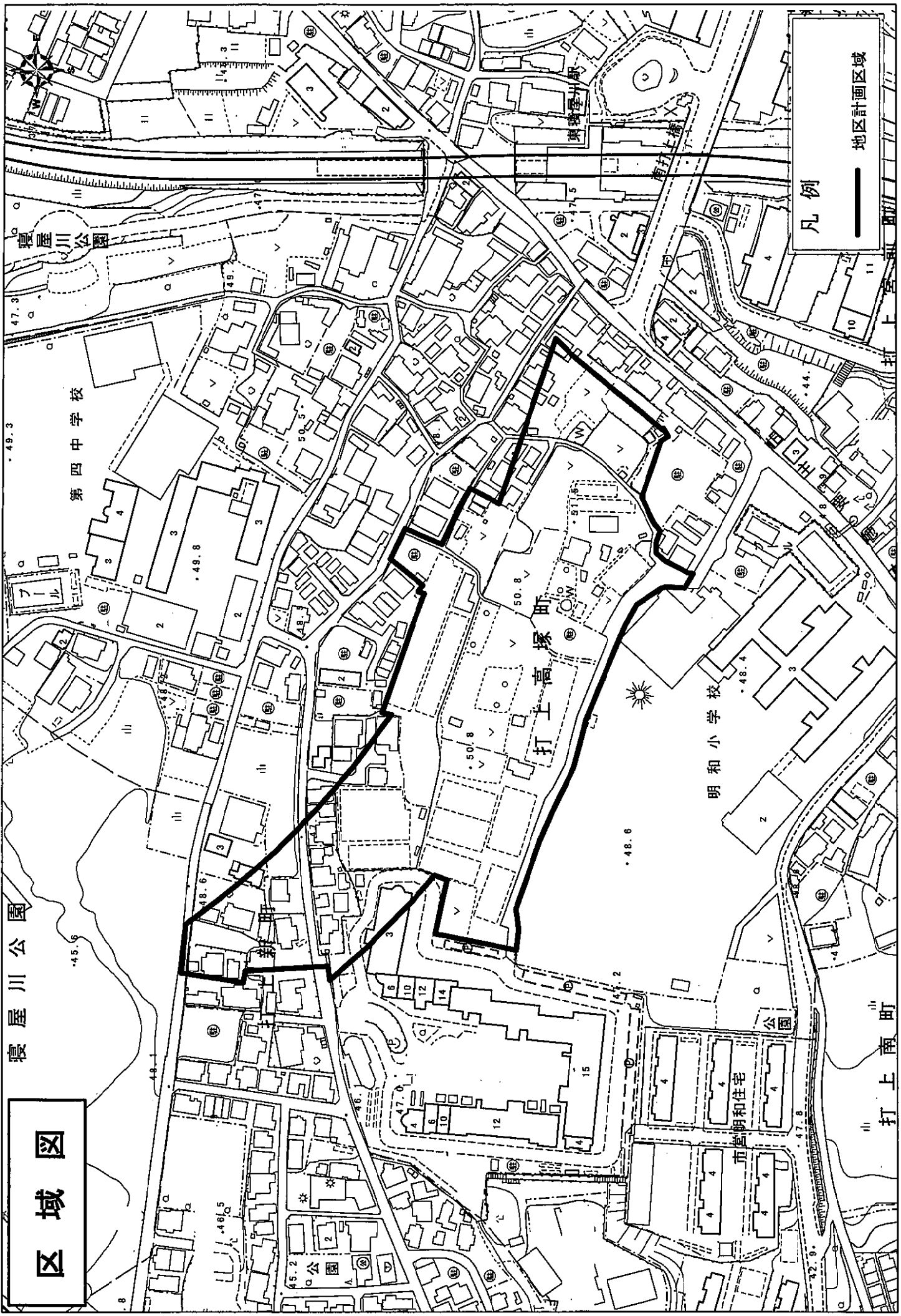
本条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(9) 附則

施行期日 平成29年8月1日

位置図





寝屋川公園

第四中学校

打上高塚町

明和小学校

凡例

地区計画区域

区域图

寝屋川市における東部大阪都市計画幸町 東地区地区計画の区域内における建築物 等に関する条例の制定

1 制定理由

幸町東地区において、防災、安全等に関する機能の確保と合理的な土地利用等を図ることを目的とした地区計画を定めたところ、当該地区計画で定めた一定の事項について、建築基準法の規定に基づき、条例上の制限として定めるため、本条例を制定する。

2 主な制定内容

(1) 適用区域（第3条関係）

本条例の適用を受ける区域は、東部大阪都市計画幸町東地区地区計画の区域とする。

(2) 建築物の用途に関する制限（第4条関係）

地区計画の区域内においては、一戸建ての専用住宅、一戸建ての兼用住宅、学校、老人ホームなど以外の建築物を建築してはならない。

(3) 建築物の各部分の高さの最高限度（第5条関係）

建築物の各部分の高さは、10メートルを超えてはならない。

(4) 壁面の位置に関する制限（第6条関係）

建築物の壁又はこれに代わる柱等の面から前面道路の境界線までの距離は、1メートル以上でなければならない。

(5) 建築物の敷地面積に関する制限（第7条関係）

建築物の敷地面積は、原則として100平方メートル以上でなければならない。

(6) 既存の建築物に対する制限の緩和（第8条関係）

既存の建築物に関し、増築若しくは改築をする場合又は大規模の修繕若し

くは大規模の模様替をする場合における、(2)の「建築物の用途に関する制限」、(3)の「建築物の各部分の高さの最高限度」及び(4)の「壁面の位置に関する制限」の一定の緩和について定めることとする。

(7) 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置（第9条関係）

建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について(2)から(5)までを適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するとき、その建築物又はその敷地の全部について(2)から(5)までを適用しない。

(8) 公益上必要な建築物等の特例（第10条関係）

ア 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの等については、(2)から(5)までは適用しない。

イ 市長は、アの許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問しその意見を聴くとともに、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

(9) 罰則（第11条関係）

(2)から(5)までに違反した場合における当該建築物の建築主等は、20万円以下の罰金に処する。

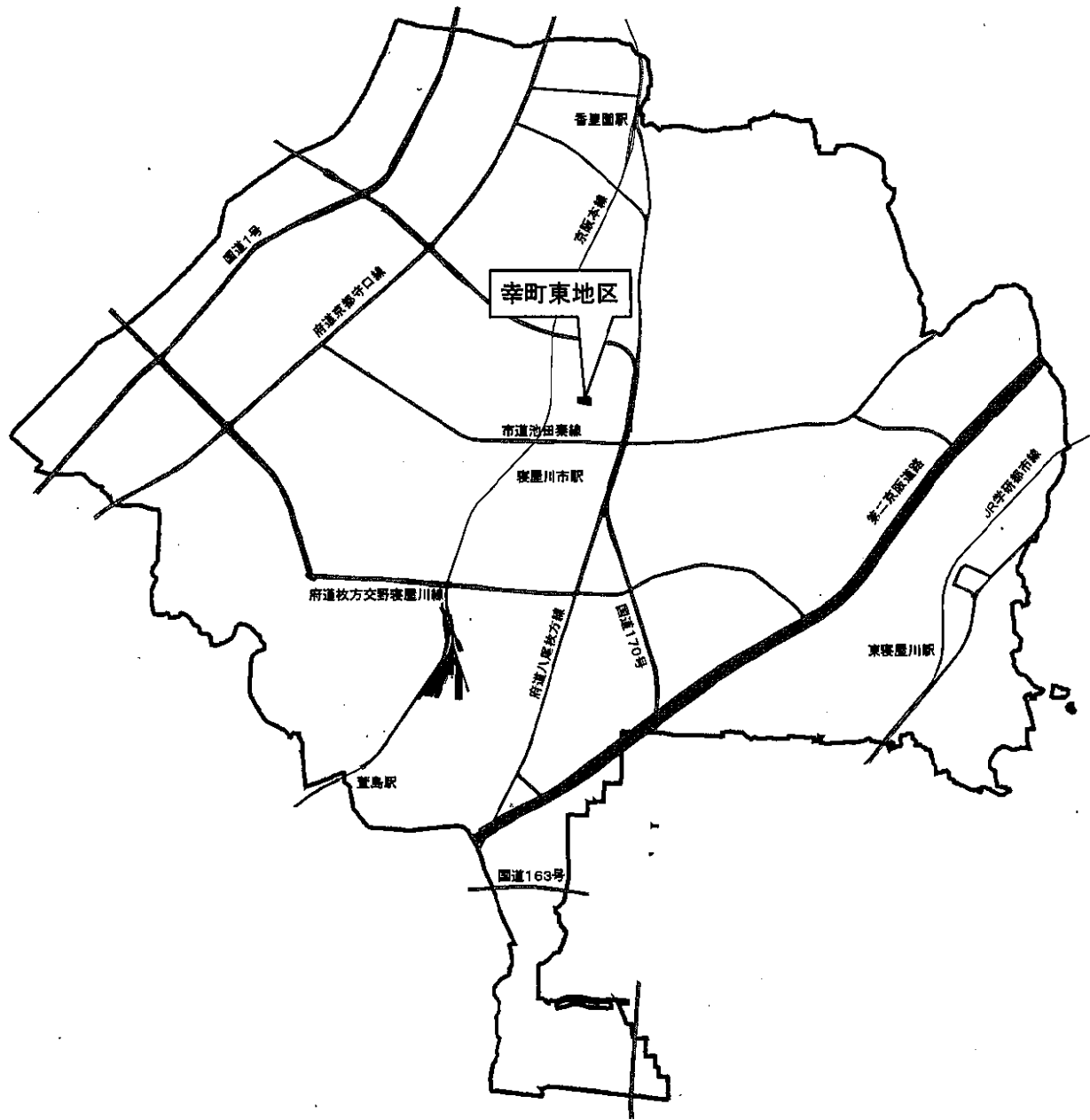
(10) 委任（第12条関係）

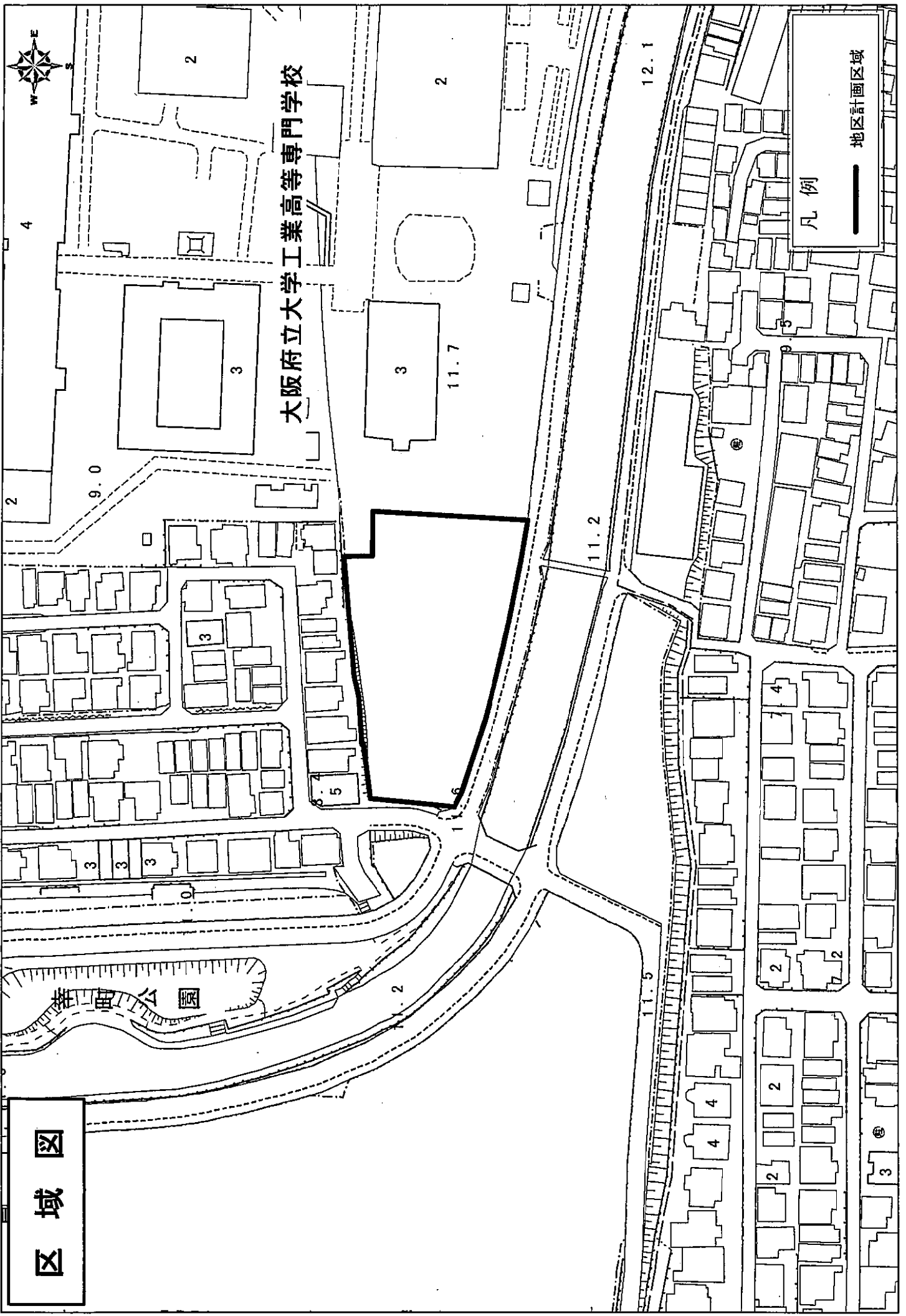
本条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(11) 附則

施行期日 平成29年8月1日

位置図





区域図

大阪府立大学工業高等専門学校

凡例
 ———— 地区計画区域

(議案第 43 号関係)

工 事 請 負 契 約 の 締 結

工 事 名 (仮称) 寝屋川市立子育てリフレッシュ館新築工事 (建築主体工事)

1 入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入 札 額	摘要	落 札 額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社前田組	411,229,000		
(2)	丸信住宅株式会社	411,229,000		
(3)	北口建設工業株式会社	411,229,000		
(4)	株式会社沖田工務店	411,229,000	落札	444,127,320
(5)	株式会社中井工務店	411,229,000		

※ 地方自治法施行令第167条の9の規定により、くじにより落札者を決定

2 契約金額

444,127,320 円 (内消費税及び地方消費税の額 32,898,320 円)

3 参考価格

(1) 予定価格

510,492,240 円 (内消費税及び地方消費税の額 37,814,240 円)

(2) 最低制限価格

444,127,320 円 (内消費税及び地方消費税の額 32,898,320 円)

4 経過

平成 29 年 4 月 7 日	制限付一般競争入札の公告
平成 29 年 4 月 10 日)	入札参加資格審査申請書提出期間
平成 29 年 4 月 13 日	
平成 29 年 5 月 19 日)	入札
平成 29 年 5 月 22 日	
平成 29 年 5 月 23 日	開札
平成 29 年 5 月 26 日	仮契約の締結

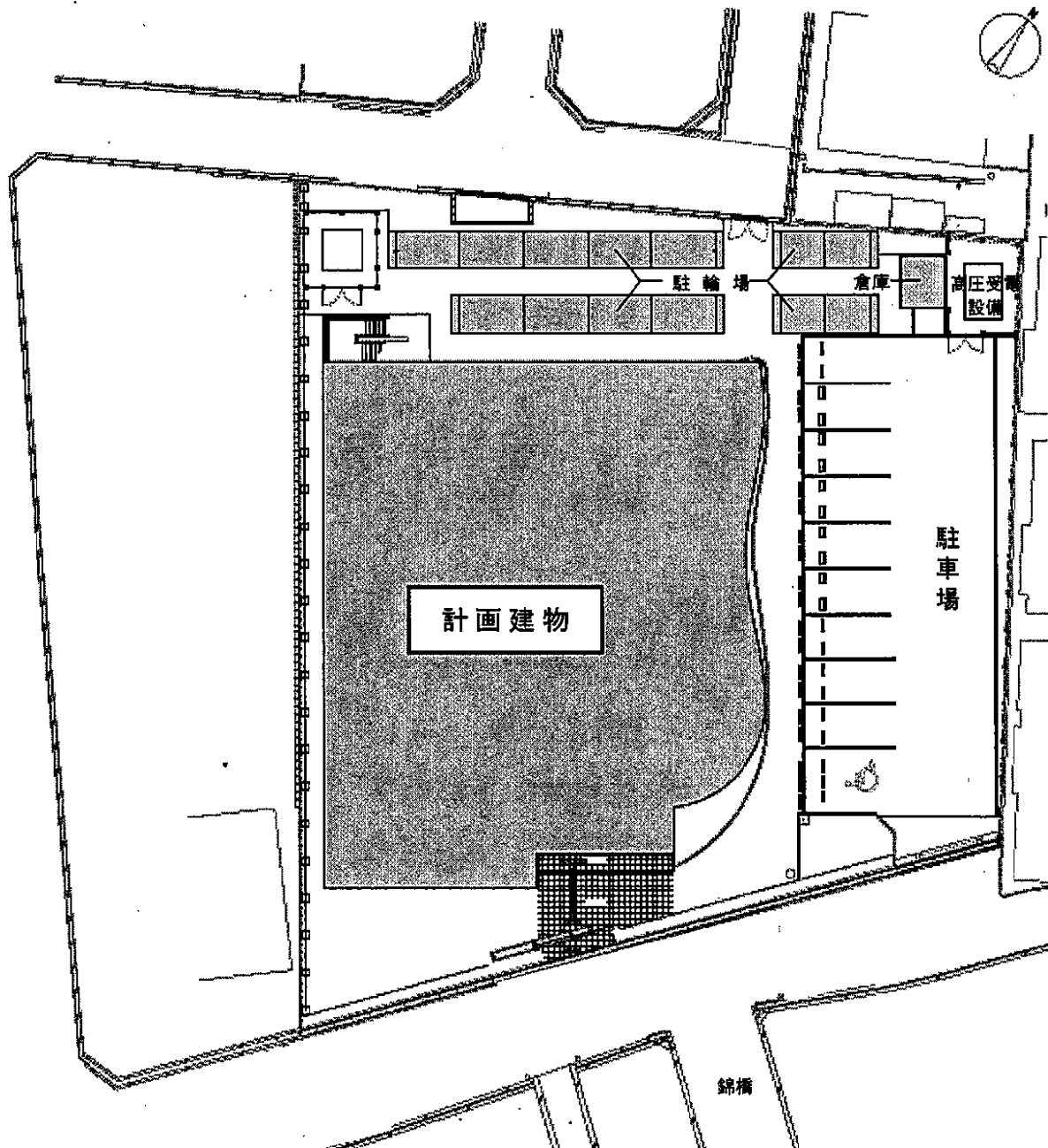
(仮称)寝屋川市立子育てリフレッシュ館 新築工事(建築主体工事) 工程表

件名											
	年月 工種別	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1	H30.2	H30.3	H30.4
準備工事	↑										
杭工事	↑										
基礎工事		↑									
躯体工事(1階)			↑								
躯体工事(2階)				↑							
躯体工事(3階)					↑						
外装工事							↑				
内装工事								↑			
外構工事									↑		

(仮称)寝屋川市立子育てリフレッシュ館 新築工事(建築主体工事)

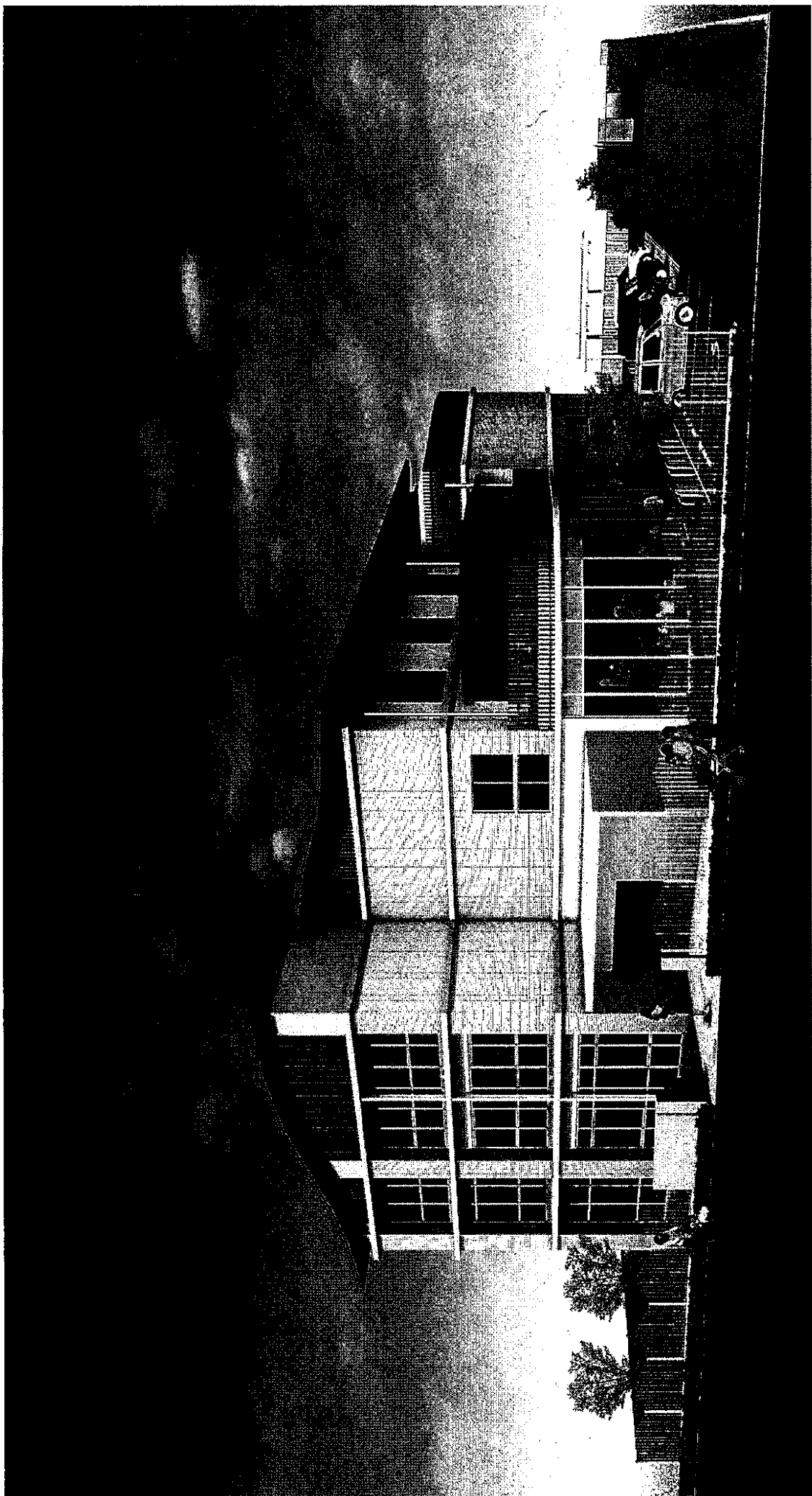
工事場所: 大阪府寝屋川市錦町8番13号

- 工事概要:
- (1) 本体建物 鉄筋コンクリート造 3階建て
 - (2) 附属建物 一式
 - (3) 屋外施設附帯工事 一式
 - (4) 昇降機工事 一式



(仮称)寝屋川市立子育てリフレッシュ館

完成イメージ図



財 産 の 取 得

取得する財産 塵芥収集車

1 入札参加者等

(単位：円)

	入札参加者	入札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)	摘要	落札額 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
(1)	株式会社モリタエコノス 関西支店	17,755,200	落札	17,755,200
(2)	いすゞ自動車近畿株式会社 守口支店	辞退		

2 経過

平成 29 年 4 月 3 日	制限付一般競争入札の公告
平成 29 年 4 月 14 日)	入札参加資格審査申請書提出期間
平成 29 年 4 月 27 日	
平成 29 年 5 月 1 日)	入札
平成 29 年 5 月 18 日	
平成 29 年 5 月 19 日	開札
平成 29 年 5 月 22 日	仮契約の締結

塵芥収集車の仕様

乗車定員	3人
エンジン	ディーゼル（27年燃費基準適合車）
最高出力	96kW（130PS）以上 /オートマチック
バックモニター	常時投撮（バックギア連動不可）
ドライブレコーダー	常時録画
車両寸法 （架装含）	長さ 約530cm以内 幅 約200cm以内 高さ 約220cm以内
荷箱容量	5.0m ³ 以上
最大積載量	2,000kg
全高制限	後荷箱の最大リフト時の全高は、4,000mm以下とする。
排出方式	ダンプ排出式とする。（後荷箱が開き、約45度～60度上昇後一旦停止し、排出の一回転で投入口のごみを掻き出した後、後荷箱が上昇し、前荷箱をダンプさせ全荷箱のごみを排出する。）
後荷箱上昇 [シリンダー]	グリス等の飛散防止を考慮し、内部取付けとする。
連続積込み	連続積込み及び単独積込み方式とし、切替スイッチを設ける。
汚水等の飛散防止	積込時の汚水等の飛散を防止するための措置を講ずる。
安全棒	後荷箱の落下防止用の「安全支え棒」を取り付ける。
消火器	4型（薬剤1.8kg入り）収納BOXを取り付ける。
清掃用具掛け	ほうき・ちり取りの取付箇所を設ける。
乾電池収集袋枠 取付け	幅外（650mm）奥行（170mm）高さ（200mm）
マフラーパイプ	排気口は、右側とする。 ※シャーシ・メーカーの現状に合わせる。
ハザードランプ 及び作業中の 表示灯	PTOがONの時（作動時のみ） 1. ハザードが点滅するようにする。 2. 「作業中」表示灯を取り付け、点灯させる。